

第九号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

営 業 概 況 報 告 書 (年 月 末現在)

殿

事業 者 名
住 所
担 当 者 名
電 話 番 号

1. 経営形態 (該当する事項を○で囲むこと。)

株式会社 有限会社 合名会社 合資会社

2. 主な株主 (経営形態が株式会社の場合において、所有株式数が多い順に 4 名記載すること。)

株 主 名	所有株式数	発行株式総数に 対する割合 (%)

3. 従業員数

事 業 の 名 称	従 業 員 数	
	船 員	陸 員
外 航 船 舶 運 航 事 業		
そ の 他 の 事 業		

- (注) 1 証券取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 24 条第 1 項の規定に基づき、同項に規定する有価証券報告書を提出している者は、主な株主の欄の記載を省略することができる。
2 船員の欄には、外航船舶運航事業の用に供する船舶の船員数を記載すること。
3 陸員の欄には、外航船舶運航事業の陸上業務に従事する従業員数を記載すること。
4 その他の事業の欄には、外航船舶運航事業以外の業務に従事する従業員数を記載すること。

附 則

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
2 平成十七年一月分及び三月分の外航船舶運航実績報告書、同年三月分の外国船舶受状況報告書並びに平成十六年度分の航路損益計算書、損益計算書及び貸借対照表の提出については、なお従前の例による。

国土交通省令第二十一号

民法の一部を改正する法律 (平成十六年法律第百四十七号) の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

国土交通大臣 北側 一雄

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

(建設業法施行規則の一部改正)

第一条 建設業法施行規則 (昭和二十四年建設省令第十四号) の一路を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「能力」を「行為能力」に改める。

「廃業等の年月日 平成 年 月 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が合併又は破産手続開始の決定により解散したため
(4) 許可を受けた建設業を廃止したため
別記様式第 22 号の四中」

「廃業等の年月日 平成 年 月 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため
」

「に改め、同様式記載要領中「(4)」を「(5)」に改める。」

た め

(自動車登録番号標交付代行者規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「能力」を「行為能力」に改める。

- 一 自動車登録番号標交付代行者規則 (昭和二十六年運輸省令第六十九号) 第三条第四号ハ
二 道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号) 第十三条第四号ハ
三 旅行業法施行規則 (昭和四十六年運輸省令第六十一号) 第一条の三第一項第二号ロ
四 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令 (昭和六十年建設省令第六号) 第三条第一項第一号
(航空機登録規則の一部改正)

第三条 航空機登録規則 (昭和二十八年運輸省令第五十号) の一部を次のように改正する。

第十八条中「第三百九十八条ノ十六」を「第三百九十八条の十六」に改める。

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行規則 (昭和三十一年建設省令第十一号) の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第一号中「能力」を「行為能力」に改める。

別記様式第三号の五中「2. 合併による消滅 3. 破産」を「2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定」に改める。